

○周波数割当計画（平成十二年郵政省告示第七百四十六号）の一部を変更する告示案新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

変 更 後	変 更 前		
<p>周波数割当計画</p> <p>第1 総則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 無線局が割当てを受けることができる周波数は、第2に規定する周波数割当表に定めるものによる。<u>ただし、超広帯域無線システムの無線局が割当てを受けることができる周波数は、第3に掲げるものとする。</u></p> <p>4 法第27条の13第4項の規定により指定された周波数は、第4に掲げるものとする。</p> <p>5 各無線局に対する周波数の割当ては、次に掲げる事項を考慮して行うものとする。</p> <p>(1) 電波の型式、必要周波数帯幅、空中線電力、送信所及び受信所の位置、無線設備の特性、確保すべき電界強度及び混信保護比、隣接周波数に対する必要な周波数間隔、電波の伝搬特性その他技術的諸元</p> <p>(2) 通信憲章、通信条約及びこれらに基づく無線通信規則の規定並びに無線通信規則の規定に基づく国際調整</p> <p>(3) <u>前号に規定するもののほか、国際電気通信衛星機構に関する協定等、周波数割当てに関する多国間又は二国間の取決め及びこれらに基づく調整、認定その他の必要な手続</u></p> <p>(4) 第4に掲げる周波数</p> <p>(5) その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項</p> <p>6 実験局、臨時かつ一時の目的のための無線局、その他電波の公平かつ能率的な利用の確保の観点から特に必要と認められる無線局には、第3項の規定にかかわらず周波数を割り当てることがある。</p> <p>7 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 <u>超広帯域無線システムの無線局の周波数表</u></p> <table border="1" data-bbox="145 630 436 678"> <tr> <td>3400MHz以上 4800MHz未満</td> </tr> <tr> <td>7.25GHz以上 10.25GHz未満</td> </tr> </table> <p><u>注 超広帯域無線システムの無線局によるこの周波数帯の使用は、屋内に限るものとし、第2に規定する周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、また、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。</u></p> <p>第4 特定基地局の開設計画の認定において指定された周波数 (表 略)</p>	3400MHz以上 4800MHz未満	7.25GHz以上 10.25GHz未満	<p>周波数割当計画</p> <p>第1 総則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 無線局が割当てを受けることができる周波数は、第2に規定する周波数割当表に定めるものによる。</p> <p>4 法第27条の13第4項の規定により指定された周波数は、第3に掲げるものとする。</p> <p>5 各無線局に対する周波数の割当ては、次に掲げる事項を考慮して行うものとする。</p> <p>(1) 電波の型式、必要周波数帯幅、空中線電力、送信所及び受信所の位置、無線設備の特性、確保すべき電界強度及び混信保護比、隣接周波数に対する必要な周波数間隔、電波の伝搬特性その他技術的諸元</p> <p>(2) 通信憲章、通信条約及びこれらに基づく無線通信規則の規定並びに無線通信規則の規定に基づく国際調整</p> <p>(3) <u>国際電気通信衛星機構に関する協定等、第2号の規定するもののほか、周波数割当てに関する多国間又は二国間の取決め及びこれらに基づく調整、認定その他の必要な手続</u></p> <p>(4) 第3に掲げる周波数</p> <p>(5) その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項</p> <p>6 実験局、臨時かつ一時の目的のための無線局、その他電波の公平かつ能率的な利用の確保の観点から特に必要と認められる無線局には、第3項の規定に関わらず周波数を割り当てることがある。</p> <p>7 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 特定基地局の開設計画の認定において指定された周波数 (表 略)</p>
3400MHz以上 4800MHz未満			
7.25GHz以上 10.25GHz未満			